

青森県報

第三千三百三十二号

平成二十二年
十二月二十四日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こども) ……一

告 示

- 特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……五
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……五
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……六
- 道路の供用の開始……………(道 路 課) ……六
- 漁船保険付保義務の発生……………(西 北 地 域 局) ……七

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次

のように改正する。

第十五条中「指定医療機関」の下に、「小規模住居型児童養育事業を行う者」を加える。

第二十七条を第三十条とする。

第二十六条中「第三十四号様式」を「第三十五号様式」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条第一項中「第三十二号様式」を「第三十三号様式」に改め、同条第二項中「第三十三号様式」を「第三十四号様式」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条第一項中「第三十号様式」を「第三十一号様式」に改め、同条第二項中「第三十一号様式」を「第三十二号様式」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条第一項中「第三十六条の三十七号第一項」を「第三十六条の四十一号第一項」に、「第二十八号様式」を「第二十九号様式」に改め、同条第二項中「第三十六条の三十七号第二項」を「第三十六条の四十一号第二項」に、「第二十九号様式」を「第三十号様式」に改め、同条第三項中「第三十六条の三十八号第二項」を「第三十六条の四十二号第二項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二号第二項中「第二十六号様式」を「第二十七号様式」に改め、同条第三項中「第二十七号様式」を「第二十八号様式」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(家庭的保育事業開始届書等)

第二十五条 法第三十四条の十四第一項の規定による届出は、家庭的保育事業開始届書(第二十六号様式)によらなければならない。

2 法第三十四条の十四第二項の規定による届出は、家庭的保育事業変更届書(第二十七号様式)によらなければならない。

3 法第三十四条の十四第三項の規定による届出は、家庭的保育事業廃止(休止)届書(第二十八号様式)によらなければならない。

第二十一条第二項中「第二十六号様式」を「第二十七号様式」に改め、同条第三項中「第二十七号様式」を「第二十八号様式」に改め、同条を第二十三条とし、第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。

第十八条第一項中「実施又は」を「実施若しくは」に、「」を行つたを「」又は児童自立生活援助の実施を行つた」に、「又は」を「若しくは」に、「から、当該被措置者等」という。から、当該被措置者等又は当該被援助児童等」に改め、同条

援助児童等」という。から、当該被措置者等又は当該被援助児童等」に改め、同条

援助児童等」という。から、当該被措置者等又は当該被援助児童等」に改め、同条

援助児童等」という。から、当該被措置者等又は当該被援助児童等」に改め、同条

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県児童福祉法施行細則第二十條第一項、第二項及び第七項並びに別表第三の規定中児童自立生活援助の実施に係る部分は、この規則の施行の日以後の期間に係る児童自立生活援助実施費用の徴収について適用する。この場合において、同日前に児童自立生活援助の実施の承諾を受けた義務教育終了児童等に関する同項の規定の適用については、同項中「一 施設入所措置等若しくは児童自立生活援助の実施を開始し、又は変更した日」とあるのは、「一 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成二十二年十二月青森県規則第五十三号）の施行の日又は児童自立生活援助の実施を変更した日」とする。

告 示

青森県告示第八百七十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第一百五條の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
三戸郡階上町大字道仏字浜久保一〇	階上加入区
坂下利助	
三戸郡階上町大字道仏字大蛇二三の一	坂本源作
坂本源作	
下北郡東通村大字白糠字赤平五〇七の二	白糠加入区
西山里一	
下北郡東通村大字白糠字浜通四〇	伊勢田賢太郎
伊勢田賢太郎	

下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七	二本柳 勝	小田野沢加入区
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五	川口 克忠	
下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五八	中村 良太郎	石持加入区
下北郡東通村大字蒲野沢字石持一六	吉田 丈男	
むつ市大字関根字前浜四三の三七	四ツ谷 英巳	関根浜加入区
むつ市大字関根字北関根七五七の一	成田 士郎	
下北郡風間浦村大字易国間字新町二七の一	山根 正喜	易国間加入区
下北郡風間浦村大字易国間字二夕川一七の二	嘉賀 信男	
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷三二の四	大野 兼司	蛇浦加入区
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷八の五	富岡 正昭	
下北郡佐井村大字佐井字糠森一七	福田 栄一	佐井村加入区
下北郡佐井村大字佐井字糠森二三〇の九七	宮沢 敏男	
東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間三六の七	佐々木 信昭	三厩村加入区
東津軽郡外ヶ浜町字三厩藤嶋一の二四	橋本 重満	
東津軽郡今別町大字裏月字裏村元二〇	小倉 永治	竜飛今別第三加入区
東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五三の八一	横岡 亘	

青森県告示第八百七十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第一百八條第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第一百五條の二第四項

の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区域	区分
下北郡東通村大字白糠字赤平五〇七の二 西山里一	白糠区域及び小田野区域	総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、いかづり漁業とこつなぐ棒受網漁業を併せ営む漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
下北郡東通村大字白糠字赤平三一八 沢田吉司	白糠区域及び小田野区域	同上
下北郡東通村大字白糠字浜通一三四 東田義廣	白糠区域及び小田野区域	同上
下北郡東通村大字白糠字向流下三六の一 赤田広行	白糠区域及び小田野区域	同上
下北郡東通村大字野牛字入口三 伊柳晴美	野牛区域	小型定置漁業及びほたてけた網漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平八一の四 渡辺轍博	野牛区域	同上
下北郡東通村大字蒲野沢字石持四二 杉本八十三	石持区域	底建網漁業及びほたてけた網漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一 杉本尚	石持区域	同上
つがる市富港町清水一七の五一 成田良一	車力区域	底びき網を使用し て行うしじみ漁業
つがる市富港町清水二六 松野昭一	車力区域	同上

青森県告示第八百八十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第五十五条の二第

四項の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元六三一の一 田中孝光	蓬田村加入区
東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一五一の二 畠山利逸	同上
青森市大字奥内字宮田二の一 杉田勝	青森市第一加入区
青森市大字前田字中野一の三 中村惣一	同上
青森市大字油川字大浜五二の一 神幸徳	青森市第二加入区
青森市大字油川字浪返二二二の三 江良喜代市	同上
青森市原別二丁目二の四六 東宏	青森市第五加入区
青森市原別六丁目六の二一 井村豊人	同上

青森県告示第八百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年一月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 大鰐浪岡線	弘前市大字石川字柳田五八から 平川市大坊竹原二〇八の一まで	平成三・三・四

県道 石川百田線	弘前市大字石川字外坪七六の一から 弘前市大字石川字中坪一〇四から	"
県道 石川土手町線	弘前市大字石川字中坪一〇四から 弘前市大字石川字中坪一〇四まで	"

青森県告示第八百八十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
五所川原市十三五月女港二番地二 五所川原市十三深津二四七番地 五所川原市十三通行道番外地	十三
工藤 伍郎 柳 谷 榮 小倉 広起	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭